



鳥取県公報

令和4年5月27日（金）
第9402号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出（309）（福祉監査指導課） 2 |
| | 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（310）（〃） 2 |
| | 指定納付受託者の指定（6件）（311～316）（会計指導課） 2 |

告 示

鳥取県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|------------------|------------------|------------------------------------|------------------|---------|--------------|
| 社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 | 東伯郡北栄町瀬戸 36-2 | 社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 デイサービスセンターほくえい | 東伯郡北栄町瀬戸 29-9 | 通所介護 | 令和4年4月 1日 |

鳥取県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護予防支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防支援事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------------|---------------|-------------------------|---------------|---------------|
| 社会福祉法人米子市社会福祉協議会 | 米子市錦町一丁目139-3 | 米子市ふれあいの里地域 包括支援センター | 米子市錦町一丁目139-3 | 令和4年3月 31日 |

鳥取県告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14-1
- 2 指定年月日
令和4年4月1日
- 3 納付事務を行う歳入等
インターネットを利用して収納するふるさと納税に係る寄附金

鳥取県告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
P a y P a y株式会社 東京都千代田区紀尾井町1-3
- 2 指定年月日
令和4年4月1日
- 3 納付事務を行う歳入等
インターネットを利用して収納するふるさと納税に係る寄附金

鳥取県告示第313号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
S Bペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目7-1
- 2 指定年月日
令和4年4月1日
- 3 納付事務を行う歳入等
インターネットを利用して収納するふるさと納税に係る寄附金

鳥取県告示第314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ごうぎんクレジット 島根県松江市白潟本町23
- 2 指定年月日
令和4年4月1日
- 3 納付事務を行う歳入等
インターネットを利用して収納するふるさと納税に係る寄附金

鳥取県告示第315号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目24-12
- 2 指定年月日
令和4年4月1日

- 3 納付事務を行う歳入等
インターネットを利用して収納するふるさと納税に係る寄附金

鳥取県告示第316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
READYFOR株式会社 東京都千代田区一番町8
- 2 指定年月日
令和4年4月1日
- 3 納付事務を行う歳入等
インターネットを利用して収納するふるさと納税に係る寄附金